

西宮市都市公園指定管理者の指定について

西宮市では、西宮浜総合公園・御前浜公園、鳴尾浜臨海公園南地区について、次のとおり指定管理者を指定しました。

1. 対象施設

- (1) 西宮浜総合公園、御前浜公園（西宮市西宮浜3丁目、西宮市西波止町地先）
- (2) 鳴尾浜臨海公園 ※市道鳴第448号線より南側の部分に限る（西宮市鳴尾浜3丁目）

2. 指定管理者として指定した団体

- (1) 団体名 阪神園芸株式会社
代表者 代表取締役 久保田 晃司
所在地 西宮市甲子園浦風町16番24号
- (2) 団体名 パークマネジメント鳴尾浜
代表者 株式会社日比谷アメニス 大阪支店 支店長 藤原 圭介
所在地 大阪市西区江戸堀1丁目8番14号

3. 指定管理者に行わせる業務

- ・西宮市都市公園条例第3条第1項又は第3項に規定する都市公園における行為の許可に関する事務
- ・西宮市都市公園条例第8条第1項に規定する有料公園施設等の利用の許可に係る申請の受理及び許可書の交付に関する事務
- ・西宮市都市公園条例第8条の3に規定する有料公園施設等の利用の制限に関する事務
- ・西宮市都市公園条例第14条第1項に規定する行為の許可に係る使用料及び有料公園施設の使用料の徴収に関する事務
- ・西宮市都市公園条例第16条に規定する行為の許可に係る使用料及び有料公園施設（公園駐車場を除く。）の使用料の還付及び減免に関する事務
- ・都市公園の施設及び設備の維持管理
- ・その他都市公園設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

4. 指定期間

- (1) 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- (2) 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで